

第 43 号

熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和6年2月9日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県手数料条例の一部を改正する条例

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第82号ア中「6,600円」を「7,200円」に改め、同号イ中「4,600円」を「5,300円」に改め、同号ウ中「3,700円」を「4,200円」に改め、同項第83号中「4,700円」を「5,300円」に改め、同項第86号ア中「5,700円」を「6,600円」に改め、同号イ中「3,800円」を「4,400円」に改め、同項第152号及び第153号を次のように改める。

(152) 及び (153) 削除

第2条第1項第180号及び第182号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第262号中「応じた額」の次に「（同項第1号に該当する者であって、当該許可に係る液化石油ガスの製造のための設備として移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。別表第13から第15までにおいて同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者に限る。）の高圧ガスの製造の許可の申請に係る審査にあつては、6,000円）」を加え、同項第266号中「（昭和42年法律第149号）」を削り、同項第363号の2中「12,700円」を「14,000円」に改め、同項第492号の2中「第30条の32第2項」の次に「（同法第30条の44の12において準用する場合を含む。）」を、「基づく本人確認情報」の次に「（同法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報を含む。）」を加え、同項第502号中「又は第3項」を「若しくは第3項又は同法第39条の22第1項」に、「の合計額」を「との合計額」に改め、同項第532号ア中「(ア)から(エ)まで」を「(ア)から(オ)まで」に改め、同号ア(ア)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(エ)中「実施日が」を「実施日の」に、「25歳」を「23歳」に改め、「であり、かつ、受検の申請の日において雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者」を削り、「出入国管理及び難民認定法」を「入管法」に改め、同号ア(エ)を同号ア(オ)とし、同号ア(ウ)中「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(エ)とし、同号ア(イ)中「2級又は」を削り、「25歳」を「23歳」に、「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」を「入管法」に、「(エ)」を「(オ)」に改め、同号ア

(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 実技試験の3級を受けようとする者であって、当該試験の実施日の属する年度の4月1日において23歳未満である受検者(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下この号において「入管法」という。)別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者並びに(ウ)及び(オ)に掲げる者を除く。) 1職種につき 13,700円

第2条第1項第550号の次に次の1号を加える。

(550)の2 電気工事業の業務の適正化に関する法律第34条第4項の規定に基づく届出があったことの証明書の交付

電気工事業届出証明書交付手数料 1通につき 400円

第2条第1項第571号を次のように改める。

(571) 削除

第2条第1項第572号中「認定証の」を「認定の」に、「警備業認定証有効期間更新申請手数料」を「警備業認定有効期間更新申請手数料」に改め、同項第573号を次のように改める。

(573) 削除

第2条第1項第621号の4及び第621号の5を次のように改める。

(621)の4及び(621)の5 削除

第2条第1項第623号の13及び第623号の14を次のように改める。

(623)の13及び(623)の14 削除

第2条第1項第624号から第624号の3までを次のように改める。

(624)から(624)の3まで 削除

第2条第1項第625号ア(ア)、第625号の4の2、第625号の4の3、第625号の5、第625号の6及び第625号の7中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同項第625号の7の2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

別表第10の2備考中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第13の2の項中「(高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。別表第14及び第15において同じ。)」を削る。

別表第26の11の2備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

関する法律施行令」に改める。

別表第26の11の3備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、同表備考2中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。

別表第26の12住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）の項及び非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この表から別表第26の14までにおいて同じ。）の項並びに備考1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第26の13備考1及び8並びに別表第26の14備考1、2及び3(1)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条第1項第152号、第153号及び第502号の改正規定、同項第550号の次に1号を加える改正規定、次項の規定並びに附則第3項の規定（熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）別表第1手数料の項第144号及び第145号の改正規定並びに同項第498号の次に1号を加える改正規定に限る。） 公布の日
  - (2) 前号、次号及び第4号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日
  - (3) 第2条第1項第82号、第83号及び第86号の改正規定 令和6年5月1日
  - (4) 第2条第1項第492号の2の改正規定 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第10号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

##### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている申請等に対する改正前の熊本県手数料条例第2条第1項に掲げる事務に係る手数料については、なお従前の例による。

##### (熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例の一部を次のように改正する。

別表第1手数料の項第144号及び第145号を次のように改める。

144 及び 145 削除

別表第1手数料の項第498号の次に次の1号を加える。

498 の 2 電気工事業届出証明書交付手数料

別表第1手数料の項第518号から第520号までを次のように改める。

518 削除

519 警備業認定有効期間更新申請手数料

520 削除

別表第1手数料の項第563号の10及び第563号の11を次のように改める。

563 の10及び 563 の11 削除

別表第1手数料の項第564号の12及び第564号の13を次のように改める。

564 の12及び 564 の13 削除

別表第1手数料の項第564号の30から第564号の32までを次のように改める。

564 の30から 564 の32まで 削除

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正等に伴い、手数料の規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。